

令和 5 年度 慈絃保育園 重要事項説明書「入園のしおり」

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 慈絃園
事業者の所在地	千葉県我孫子市湖北台 3-13-13
事業者の連絡先	04-7188-0874
代表者氏名	理事長 松山益代

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	慈絃保育園							
所在地	千葉県我孫子市湖北台 3-13-13							
連絡先	Tel 04-7188-0874 Fax 04-7169-1590 E-Mail info@jikou.or.jp							
施設長氏名	園長 松山益代							
開設年月日	昭和 49 年 5 月 1 日							
利用定員	(2号)(3号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
		6人	8人	10人	12人	12人	12人	60人
当園の基本理念・方針	<p>のびのびと自立できる子ども像をめざして・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気な子ども(健康な体づくりをめざします) ・自分で考え、工夫できる子ども (思考力・創造力を駆使して遊び試す活動) ・感動する心・いたわりの気持ちを持った子ども (身近な自然、小動物、友達など様々なかかわりの中で動かしている子どもの心を理解できるように努めます) 							

(3) 施設の概要

建物	敷地全体	1,135.56 m ²
	園庭	806.04 m ²
	構造	鉄骨造 2 階建
	延べ	461.8 m ²
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建
	延べ	127.08 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1 室	171.00 m ² (0, 1, 2 歳児)
保育室	1 室	121.00 m ² (3, 4, 5 歳児)
調理室	1 室	24.90 m ² (1 階)
乳児用トイレ	1 室	13.84 m ² (2 階)
幼児用トイレ	1 室	9.84 m ² (1 階)
事務室	1 室	26.40
調乳室・沐浴室	各 1 室	4.80 m ² (2 階)

(5) 職員体制 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

職種	基準	常勤・非常勤	短時間勤務 (6 時間未満勤務)
園長	1 名	1 名	
保育士	6 名	11 名	1 名
給食調理	2 名	2 名	1 名
保育補助他	-		4 名

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
開所時間	月～金曜日	7:00～19:00
	土曜日	7:00～17:00
保育時間	8:30～16:30 (8時間)	
延長保育(標準認定)	朝:7:00～8:30 夕:(月～金曜日)16:30～19:00 (土曜日)16:30～17:00	
休業日	日曜日・祝祭日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等

利用者負担(月額保育料、口座より引落とし)	園児が居住する市町村が定める利用者負担(保育料)	
実費徴収(その都度、現金徴収)	絵本代(3歳児クラス以上)	毎月300～500円
	行事費用	遠足参加費(バス・入館料等) 冊子代金
	園児用品(個人所有の保育教材)	個人連絡袋・園指定園服・園帽・クラス帽子・体操服・連絡袋・お道具箱・くれよん・縄跳び・コマほか
延長保育料金(その都度、現金徴収)	保育標準時間認定 平日:19:00以降・土曜:17:00以降	園児一人につき 15分500円 (5分切り上げ)
	保育短時間認定 午前7:00～8:30・午後16:30以降	
給食費(月初、現金徴収)	2号認定児は、月額4,500円。	
保護者会費(慈絃会)	会則に準じ、慈絃会役員が徴収。	

(8) 支払方法

利用者負担(月額保育料) 銀行口座より自動引き落とし。
実費及びその他の利用料は、保育園にて現金徴集します。

(9) 提供する教育・保育の内容

- ・子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育方針に基づき、園児の心身の状況等に応じて、教育・保育を提供します。
- ・個々の発達に呼応した保育を提供します。
- ・子どもの興味・関心を保障し、それを深める保育活動を展開します。
- ・自分で感じて考えて表現する保育を提供します。
- ・異年齢・地域の高齢者と、積極的に関わる保育を提供します。

(10) 年間行事予定

月	行事内容 諸事情により変更する場合があります。
4月	～3日：お弁当週間(給食室施設整備メンテナンス、消毒) 8日：「はじめの一步」のつどい
5月	22日：遠足(うめ・さくら組) ・歯科健診・内科健診
6月	15日：げんきまつり・24日親子遠足
7月	1日：七夕のつどい
8月	14日～19日：お弁当週間(市場休業・給食室清掃)
9月	16日バザール又はうんどうまつり(7月に決定) ・乳児健診
10月	遠足(うめ・さくら組)
11月	11日：バザール又はうんどうまつり(7月に決定)
12月	14日：きらりごっこ 16日：キラキラパーティー ・乳児健診 27～1/6：お弁当週間(市場休業・給食室清掃)
1月	～6日お弁当週間(市場休業・給食室清掃)

2月	1日：節分のつどい 3・4日：じこうっこ展 16日：お別れ遠足（うめ・さくら組） ・内科健診
3月	1日：お雛様のつどい 14日：引継ぎ会 16日：卒園式 30日：重要事項説明会 25～4/3日お弁当週間（給食室施設整備メンテナンス、消毒）
他	毎月：身体計測・避難訓練 不定期に懇談会 様々な状況により、日程変更や中止になる場合があります。 土曜日開催の行事日は親子参加とし、通常保育は実施しません。 重要事項説明会日の保育は、開催時間内で出席保護者のお子様とします。

（11）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	市が行う利用調整による。
利用決定	市が行った利用調整により当園の利用が決定された時、かつ保育の実施の委託を受けたときはこれに応じる。
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> ・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む）。 ・保護者から退園の申出があったとき。 ・利用継続が不可能であると市が認めたとき。 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・登園は午前9時までに完了し、遅刻・欠席は事前又は当日9時までに電話でご連絡下さい。（お子様の名前はフルネームでお伝えください） ・タイムカードは、登園した時・保育園を出る時に送迎の大人が打って下さい。 ・お迎えの方が同居者でない場合は、保護者が指定台帳にお迎え者氏名を事前にご記入又は電話でご連絡下さい。ない場合は、確認ができるまで園児をお渡しできません。 ・お子様の受け渡しは、さくらんぼルームになります。乳児は荷物と連絡袋を職員へお渡しください。3歳以上児クラスの子どもたちは、

自分で荷物を持たせてください。

・ご家庭で 37 度 5 分以上の発熱・2 回以上の下痢・体調不良の場合は、欠席してください（個別対応します）。登園後、37 度 5 分以上の発熱、2 回以上の下痢、体調が悪い様子が確認された場合は、ご連絡をしますので、速やかに迎えにお越しください。

・集団生活の場です。体調不良で休んだ場合は、24 時間以上平常に戻ってからの登園になります。

・登園許可書については、別紙の書類提出が必要です。

麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・結核・プール熱・流行性角結膜炎・百日咳・腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など）出血性結膜炎（アポロ病）髄膜炎性髄膜炎ほか法令の通り。

・薬を服用している時は、できる限りご家庭で休養してください。お薬を昼食前後に服用する事が必須で医院にて処方された場合は、与薬します。その場合は与薬表と一回分を提出し、服用時間を見計らい体調確認の電話をして下さい。

・勤務先変更及び住所変更等が合った場合は、速やかに保育園へご報告の上、変更用紙をご請求しご提出ください。

・持ち物には全てお子様や（乳児の場合は）職員が分かるように、はっきりと記名してください。持ち物に記名の有無にかかわらずお子様の物でないものが入っていた場合は、速やかに保育園へお渡しください。

・2 歳児クラス以上は、園指定の体操服・園服を着用して登園してください。安全対策為、私服登園児は園外活動へ参加できません。

・子どもの活動に妨げになる・ケガの恐れがある装飾が付いている服・靴は着用させないでください。

・紐（パーカーなど）・ズボンのベルト通しで事故は発生していますので、抜き取る・取り外す等の安全配慮をしてください。

・キャラクターの柄がある服は、できる限りご遠慮ください。

・保育園におもちゃ等を持参する事はできません。またご家庭にある

物がカバンに入っていないか、カバンの中をご確認ください。

・リュックにキャラクター等のおもちゃを装着することは、誤飲やケガの原因となり、職員は管理できないので禁止します。

・園内で他園児へお土産・プレゼント等を渡すことは、禁止します。

・2歳児クラス以上は、毎週月曜日はお弁当の日です。お休み明けになるので、お子様の好物を入れて「離れていても、大切に思っている」という事を形で示してください。

・離乳食は、お子様の発達を基にご家庭で提供した食材を使用し提供します。

・アレルギー除去食は、医師の診断書を基に家庭と連携をとって提供します。

・アレルギー除去食や宗教食への個別対応が不可能な日は、お弁当をご持参ください。

・2号認定のお子様の火曜日から金曜日までは副食を提供しますので、主食はご家庭からご持参ください。

・全園児、土曜日・お弁当週間・遠足日は、お弁当・水筒をご持参ください。

・保護者の就労が休みの日は、家庭保育へのご協力をお願いします。また遊びに行くために下のお子様を預けること、土曜日の学校行事等の参観や参加を理由に保育園を利用することはできません。

・予防接種・年齢別健診は必ず受診し結果をお教えてください。また予防接種後はご家庭で経過観察をしてください。

・保育園は子どもたちがそれぞれに関わりながら、興味や関心事を試し確かめ育ち合う場です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ。骨折等も含む）、関わり合いに伴うかみつき、どつき、ひっかき、けりなどのけんかも起こります。子ども一人に保育士一人がついている状況ではありませんので、ケガを予防できないこともあります。

・保育園は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育園で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お

子さまが日々、集団の中で生活しているという点を認識して頂き、集団保育やほかの子どもたちに望ましくない影響が起これることはお控えください。例：医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。

・園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従いマナーを守ってください。

・SNS等インターネットへ他のお子様や家族、園職員の写真を使用する行為は禁止です。

・他の保護者・保育園職員・保育園への誹謗・中傷・個人を特定できる内容を、SNS等への書き込みする行為は禁止です。

・副食費等、定められた諸経費につきましては、滞りなく納めてください。

・お子様をお預かりする上で重要な情報（例：感染症の罹患・家庭での発熱・嘔吐等の体調不良・家庭での投薬・ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。

・お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながります。

・給食の異物混入、アレルギー食材・宗教食材の誤食、処方薬の誤投（与）薬については、起こらないようできる限り努めてまいります。

絶対に起こらないとお約束することはできない点をご了承ください。新鮮な食材を使って限られた時間の間に複数種類の食事（離乳食から除去食まで）を調理していること、集団保育の中であること、医療を主目的とした場ではないこと、約 70 年前にできた保育士配置基準は個別対応以前のものであることが基本的な理由です。人的ミスゼロにするというご要望にはお応えできません。

・子どもの服やカバンに保護者の方が録音機等をつけて保育室内の様子を記録する事象が報道されていますが、職員と保護者との信頼関係をこわす原因となりますので、おやめください。保育内容等につきまして疑問がありましたら、いつでも園長、第三者委員、または市（区、町、村）の担当課にお伝えください。

・各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活の場ですから、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み（手洗い・消毒・換気等）はします。感染機会を下げ、重篤化を防ぐため、体調不良時は早めに受診し家庭で過ごす等をお願いします。また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとにし、過度な清潔を目指すことはしません。

・当園では、保育・教育の取り組みを通じて保護者の皆さまの子育ての支援をしております。しかし、保育士は保護者の方が家庭や職場で抱える問題や悩みについて援助・支援する専門家ではなく、そのような支援を私どもが担うことは危険です。家庭や職場の問題や悩みは、自治体の専門相談部署あるいは医療機関にご相談ください。

・お子様や保育に関して不安なことがありましたら、お申し出ください。日程調整しご家族と園長・主任・担任で話し合う時間と場所を確保します。

・相談等で園に電話をすることはご遠慮ください。園の電話回線は、災害等の緊急時に必要なものです。

・以上の点のいずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」

	<p>という目標を果たし得ないと考えられる場合、当園としてはご要望その他をお受けしきれないと判断した場合、または、園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(12) 嘱託医

内科	小児科医 中川宗一
歯科	歯科医 尾上匡史

(13) 緊急時における対応方法

<p>教育・保育の提供中、園児に体調の急変などが生じた場合、速やかに当該園児を医療機関に連絡・搬送し、保護者への連絡等、必要な措置を講じます。</p> <p>大きな事故が発生した場合は、我孫子市へ書面にて報告いたします。</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償手続きを速やかに行います。</p> <p>当園は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。</p>

【管轄する消防署】

消防署名	我孫子市東消防署湖北分署
所在地	我孫子市湖北台 3-1-2
電話番号	04-7188-2217

【管轄する警察署】

警察署名	我孫子警察署湖北台交番
所在地	我孫子市湖北台 3-1-7
電話番号	04-7188-0167

(14) 非常災害対策

防火管理者	松山益代
消防計画届出年月日	平成19年6月7日
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を月1回実施。
防災設備	消火器・誘導灯・火災報知器
避難場所	当園で待機します。
緊急時の連絡手段	キッズリー・ホームページでの情報提供。
非常食の備蓄	在園児・職員の3日間分
臨時休園の判断基準	台風等で我孫子市が警戒レベル3以上・震度5以上の地震 当園前：臨時休園になるのでご家庭で待機ください。 保育中：園児の引き渡し開始、完了次第閉園。

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情解決責任者	松山益代(園長)
相談・苦情受付担当者	横堀優子(主任保育士)
第三者委員	鈴木幸子 星野英吾

【要望・苦情等への対応方法】

<p>・相談・苦情及び要望については、時間と場所を作ります。事前に日程調整をし、ご両親がいる場合は揃ってお越しくください。</p> <p>・要望・苦情等を受け付けた場合には、適切に対応し改善を図るよう努めます。内容については、記録し、市へ報告し、自園のホームページに掲載します。</p>

(16) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	内容	金額
保育園児等 傷害保険	保育園の管理下及び通園途上におけるケガ、熱中症、特定感染症、細菌性及びウイルス性食中毒。 地震、噴火、津波。	入院1日3,000円 通院1日2,000円

主催行事参加者傷害保険	保育園が主催する行事の管理下及び往復途上におけるケガ、熱中症、細菌性及びウイルス性食中毒。地震、噴火、津波。	入院 1 日 1,500 円 通院 1 日 1,000 円
保育園賠償責任保険	保育運営に際し、所有、使用または管理する施設に起因する事故や保育業務遂行中の事故、提供した飲食物による事故、園児や第三者から預かる借りた物の事故、借りた建物の事故。	対人事故： 1 事故 7 億円まで 対物事故： 10 万～1 千万円まで

(17) 個人情報の取り扱い

教育・保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(18) その他保護者に説明すべき事項

- ・行政指導により、保育園が休園になる場合があります。
- ・慈絃会という、保護者会があります。入園と同時に加入します。
- ・保育園で撮影した写真・動画について肖像権承諾の同意書を取ります。
- ・園児または、園児の同居家族に感染症・伝染病の発生により、他の園児に感染する恐れがあると園長が認めたときは休園を命じます。
- ・当園は、非常災害そのほか急迫の事情がある時は、教育・保育の提供を行わないことがあります。